

事務連絡
令和4年5月16日

地区薬剤師会 御中

公益社団法人 東京都薬剤師会

下記の通り日本薬剤師会より通知がありました。貴地区会員薬局へのご周知をお願いいたします。

写

日薬業発第50号
令和4年5月11日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

疑義解釈資料の送付について（その7）

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和4年度診療報酬改定に関する疑義解釈資料につきましては、令和4年4月26日付け日薬業発第39号（その6）にてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり追加の疑義解釈が示されました。

本連絡は医科診療報酬点数表に関するものですが、電子的保健医療情報活用加算（別添中の問1）につきましては、調剤報酬点数表の電子的保健医療情報活用加算もこれに準じて取り扱うこととなります。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、これら資料につきましては、以下の URL から閲覧が可能なほか、本会ホームページにも後日掲載予定であることを申し添えます。

○「令和4年度診療報酬改定について」

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療
> 医療保険 > 令和4年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00037.html

< 抄 >

事務連絡
令和4年4月28日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その7）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第54号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日保医発 0304 第1号）等により、令和4年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

（別添）**抜粋**

医科診療報酬点数表関係

【電子的保健医療情報活用加算】

問1 区分番号「A000」初診料の注14に規定する電子的保健医療情報活用加算について、電子資格確認を行った結果、患者の診療情報等が存在しなかった場合は、ただし書の「当該患者に係る診療情報等の取得が困難な場合」に該当すると考えてよいか。

（答）よい。